○北海道開発局告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　赤平都市計画道路事業三・五・七号豊通及び三・四・三号見晴通

三　事業施行期間　自平成二十七年七月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道赤平市東文京町三丁目、豊丘町一丁目、豊丘町二丁目、豊丘町三丁目及び字豊里地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業三・四・三百十三号東通

三　事業施行期間　自平成二十七年七月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道登別市中央町五丁目、中央町七丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、常盤町四丁目及び常盤町五丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・十号共栄通、三・四・十一号春駒通、三・四・二十二号新緑通、三・二・五号白樺通及び三・四・四十一号柏林台通

三　事業施行期間　自平成二十七年七月十六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道帯広市西十二条南十八丁目、西十二条南十七丁目、西十二条南十六丁目、西十二条南十五丁目、西十二条南十四丁目、西十二条南十三丁目、西十二条南十二丁目、西十二条南十一丁目、西十二条南十丁目、西十二条南九丁目、新町東十丁目、西十二条南八丁目、西十二条南七丁目、西十二条南六丁目及び新町西五丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・四・百五号音更中央通

三　事業施行期間　自平成二十七年七月十六日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　北海道河東郡音更町大通一丁目、大通北一丁目、柏寿台及び北明台地内

使用の部分　なし

○東京都公安委員会告示第二百五十七号

次の盗品売買等防止団体について、代表者の氏名の変更の届出があったので、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

東京都公安委員会委員長　仁田　陸郎

一　盗品売買等防止団体

一般社団法人日本二輪車普及安全協会

二　変更年月日

平成二十七年六月十七日

三　変更に係る事項

代表者の氏名

変更前　福井　威夫

変更後　伊東　孝紳

国会事項

衆議院

議案提出

七月十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

航空法の一部を改正する法律案

質問書提出

七月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に関する質問主意書（西村智奈美提出）

国内の衛星リモートセンシングに関する法整備に関する質問主意書（丸山穂高提出）

安倍総理がＩＯＣ総会で行った最終演説と新国立競技場建設費の関係に関する質問主意書（初鹿明博提出）

答弁書受領

七月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博提出生活保護の住宅扶助の認定にかかる留意事項に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩提出老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問に対する答弁書

報告書受領

七月十四日内閣から次の報告書を受領した。

エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「平成二十六年度エネルギーに関する年次報告」

参議院

議案提出

七月十四日議員から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案（羽田雄一郎外五名発議）（参第一〇号）

議案受領（予備審査）

七月十四日内閣から次の議案が送付された。

航空法の一部を改正する法律案（閣法第七五号）

質問主意書提出

七月十四日議員から次の質問主意書が提出された。

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第二〇六号）

答弁書受領

七月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員中西健治提出昭和四十七年の政府見解の論理の解釈に関する再質問に対する答弁書（第一九二号）

参議院議員中西健治提出いわゆる新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性に関する再質問に対する答弁書（第一九三号）

参議院議員西村まさみ提出各地方厚生（支）局分室等における選定委員会に関する質問に対する答弁書（第一九四号）

参議院議員石上俊雄提出東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故への対応に関する質問に対する答弁書（第一九五号）

参議院議員山田太郎提出改正児童ポルノ禁止法施行に関する再質問に対する答弁書（第一九六号）

報告書受領

七月十四日内閣から、エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく平成二十六年度エネルギーに関する年次報告を受領した。

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣

農林水産大臣　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（七月十三日）